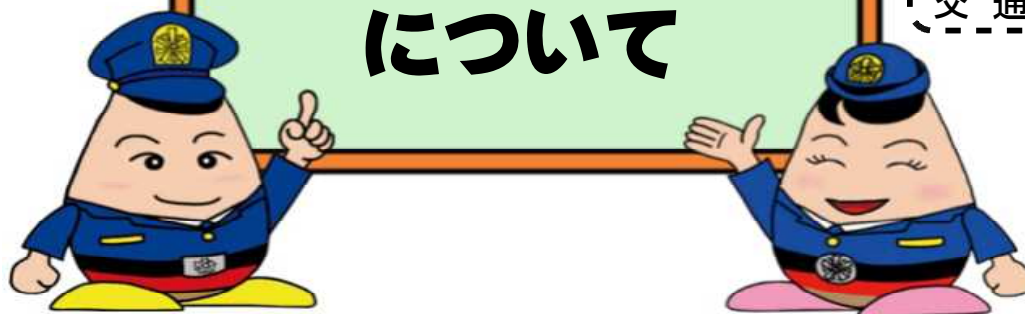


交通反則通告制度 について

福島県警察本部
交通部
交通指導課



切符への署名・押印は必ずしないといけない？

交通反則通告制度は、自動車、原動機付自転車などの運転者の違反のうち、飲酒、無免許運転など特に悪質な一部の違反を除いた比較的軽微な違反(反則行為という)は、一定期間内に定額の反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判の審判を受けずに事件が処理されるという制度です。

交通反則通告制度の適用を受けるか、受けないかは、違反した方が選択することとなります。

また、交通反則告知書を警察官が作成した場合、供述書欄に署名・押(指)印を求めますが、これについても同様に強制するものではありません。

交通反則告知書(青切符)を渡された場合

反則行為で、警察官から反則告知を受けた場合、交通反則告知書(青切符)と仮納付書を渡されます。

この場合、告知内容に異議がなければ、その日を含めて8日以内に仮納付書に記入された金額を銀行か郵便局に納めると、すべての手続きは終わります。

交通反則告知書と仮納付書を渡されて、8日以内に納付しなかったときは、指定された通告センターや警察署に出頭して、通告を受けることとなります。

通告を受けた場合

通告を受けた人は、その日を含めて11日以内に銀行や郵便局に反則金を納付すると、手続きは終わります。

指定された通告センターなどに出頭できなかつた人には、通告書が郵送され、反則金とともに郵送(書留・配達証明郵便)に要した費用を納めることとなります。この交通反則通告制度の適用を受けずに反則金を納めなかったときは、検察庁あるいは家庭裁判所に書類送致することとなります。